

平成29年8月14日

次のとおり懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

所 属	浄水課
職 名	主査補
年 齢	40歳代
性 別	男性
処分内容	給料の10分の1減給 3月
処分理由	被処分者は、酒に酔つて、平成29年5月19日午後9時15分頃、JR東日本外房線上林踏切付近において、異常がないにもかかわらず、同踏切に設置された踏切支障報知装置作動ボタンを押し、千葉発勝浦行きの列車を同踏切付近に11分間停止させた。 この行為により、偽計業務妨害罪で起訴され、罰金20万円の刑に処せられた。 かかる行為は、地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）違反による同法第29条第1項第3号に該当すると認められる。
処分日	平成29年8月14日

※再発防止とお詫び

職員がこのたび起こした不祥事は、住民の皆様に対し信頼を損なう行為であり深くお詫び申し上げます。

今回の事案を重大に受け止めこのようなことが二度と起こらない様、綱紀肅正を徹底してまいります。

九十九里地域水道企業団 企業長 志賀直温